

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第11回総会 次第	
日 時	平成31年2月26日(火) 14時55分開会
場 所	鎌倉市中央図書館 3階 多目的室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、12番 若林安雄、 13番 石澤一英以上13名
事務局出席者	岸名局長補佐・名塚職員
議長 (安齊会長)	定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、只今から総会を開会いたします。事務局、何かありますか。
事務局 (岸名補佐)	議長、本日は、議会観光厚生常任委員会が開催されており、事務局長が出席できないため、岸名が代行させていただきます。以上です。
議長 (安齊会長)	それでは、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、8番飯田委員、9番小泉委員にお願いします。 現況証明委員は、5番平井委員、7番浜野委員にお願いします。 本日は会場の変更もあり、全員が運営委員会の席におられましたので、議事日程の報告を省略します。
運営委員会に 諮り決定した 内容	日程第1、報告第31号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第2、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第3、報告第33号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、2件。 日程第4、報告第34号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第5、議案第48号、非農地証明について。 日程第6、議案第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第7、議案第50号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。
議長 (安齊会長)	日程第1、報告第31号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第1、報告第31号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、2件着席して報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、 XXXXXXXXXX 、畑、272平方メートル外3筆、合計4筆、681.42平方メートルを XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX が専用住宅用地として、平成31年2月4日転用のため、平成31年1月30日に専決処分いたしました。 整理番号2、 XXXXXXXXXX 、畑、552平方メートル外1筆、合計2筆、737平方メートルを XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX が共同住宅用地として、平成31年2月1日転用のため、平成31年1月31日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

(安齊会長)	日程第2、報告第32号に移る前に1月総会で6番岡崎委員からの質問について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。1月総会日程第2報告第29号農地法第5条専決処分の報告、整理番号8で、6番岡崎委員からのご質問のあった接道要件、所有者等についてご報告します。 ご報告の前に毎回総会において報告している農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、改めてご説明します。 市街化区域の農地の転用届出は、所有権移転を行うに際し、登記地目が農地のままでは、移転できないため申請者が届出書を提出してくるものです。あくまで申請者による届出のため、登記地目農地のみの資料が添付され、処理を行うことになります。 従いまして、接道要件やどこまでが敷地であるか、敷地の所有者が誰であるかを判断する材料はございません。 今回は、ご質問がありましたので、できる範囲で調査し、ご報告させていただきます。お手元の報告第29号農地法第5条専決処分の報告、整理番号8をご覧ください。 赤枠の中が[]の所有地で、[]、田、23平方メートル、406-2、宅地、156.6平方メートル、406-12、宅地、4.97平方メートルの3筆、184.57平方メートルで構成されています。 この3筆を[]、[]に所有権移転するにあたり、登記地目が田である[]の転用届出が提出されたと推察されます。 次に、接道要件についてご説明します。オレンジ色の部分が建築基準法上の私道になっています。水色の部分は鎌倉市が所管する建築基準法上の道路になります。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。 岡崎委員、よろしいでしょうか。
6番 (岡崎委員)	はい、了解しました。
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 日程第2、報告32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第2、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、2件ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[]、畑、124平方メートルを[]、[]外2名が、[]に所有権移転し、資材置場用地として、平成31年1月31日転用のため、平成31年1月21日に専決処分いたしました。 整理番号2、[]、畑、62平方メートルを[]、[]が、[]に所有権移転し、専用住宅用地として、平成31年1月29日転用のため、平成31年1月28日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

(安齊会長)	
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 日程第3、報告第33号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、2件報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第3、報告第33号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、2件ご報告させていただきます。参考資料をご覧ください。 2件の土地の所在等は、お手元の資料のとおりです。 農地法第18条第1項は、農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除できないとされていますが、ただし書きで、合意による解約が、農地を引き渡すこととなる期間前6ヵ月以内に成立したもので、その旨が書面で明らかであるものは、この限りでないと規定されています。 同条第6項並びに施行規則第68条で解約成立後、30日以内に農業委員会に通知することとなっており、この2件は、合意解約を行った旨の通知です。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 日程第4、報告第34号、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長。日程第4、報告第34号、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。着席して報告させていただきます。 1月26日(土)9時00分より、手広の遊休農地解消対策実践活動地において、三菱電機株式会社の社員43名で除草及び雑木の伐採撤去作業を実施しました。 雑草及び雑木は、量が多く、すべて撤去することができなかったため、今後の遊休農地解消活動にて撤去を行うこととさせていただきます。 以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。 次に日程第5、議案第48号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第5、議案第48号、非農地証明についてご説明します。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。お手元の資料をご覧ください。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。当該地は、市街化調整区域内の土地です。 申請地の現況は、近接する山林と同じ状態となっております。 申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件6項目のすべてを満たすことが条件となっており、この案件は、すべてを満

	たしています。 ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付し、地目変更登記が行われることとなります。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
6 番 (岡崎委員)	6 番。2 月 22 日（金）午後 3 時から、安齊会長、若林委員、郷原委員と共に現地調査を行いましたので報告いたします。 現地の状況から、申請地は農地とは言いがたく、非農地として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案第 48 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (岸名補佐)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 48 号は承認されました。
議長 (安齊会長)	次に日程第 6、議案第 49 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第 6、議案第 49 号について、ご説明します。 本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。本件は、新規案件です。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 期間は、平成 31 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日までの 1 年間です。 この土地は、最終処分場 6 号地を農地へ復元したもので、1 年間の試作期間を経て正式に地権者へ返還されます。 今後、この土地の貸借を行おうとする者が、試作を行うため、試作期間である 1 年間の計画となっています。 賃借料は 1 平方メートル当り 24 円、年間 57,700 円となっています。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
6 番 (岡崎委員)	6 番。本件、利用集積計画の決定に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、白菜、ネギ等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご

(安齊会長)	異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 49 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (岸名補佐)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 49 号は承認されました。 次に、日程第 7、議案第 50 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長。日程第 7、議案第 50 号について、ご説明します。 本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。お手元の議案及び参考資料をご覧ください。本件は、継続案件です。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間で す。 賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円、年間 50,600 円となっています。 以上で説明を終わります。
議長 (安齊会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
6 番 (岡崎委員)	6 番。本件、利用集積計画の決定に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、白菜、ネギ等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
7 番 (浜野委員)	議長。利用権を設定する ■■■■ さんという方、前の案件と同じ方ですよ。この方があっちこっち色んな土地を 12 月も 1 月にも借り受けている。この方は一人でやるんですか。
事務局 (岸名補佐)	議長。できれば和田委員が詳しいので説明をお願いしたいのですが。
7 番 (浜野委員)	議長。広い土地をこの人がこんなにいっぱい借りて、全部自分で耕作できるのかなと思ったんです。
10 番 (和田委員)	議長。結構若い人で、このあいだ見たらうちの畑の隣もやっているんですけども、若い人が 3、4 人位来ていた。結構若い人を使ってやっているみたいです。研修生かどうかは分からないんですけども。
7 番 (浜野委員)	議長。12 月も 1 月も色んな所に結構有りますよね。
議長 (安齊会長)	関谷にも植えて有りますよ、しっかり。
事務局 (岸名補佐)	議長。現在かなりの経営面積があります。現況証明委員さんにも見ていただいてもきちっとやられています。次回 ■■■■ さんが借りて経営している面積をご報告させていただきます。
11 番 (石澤委員)	議長。あちこちの畑に機械を入れていると思うが、■■■■ から運んでくるのか
10 番	議長。実際に機械は、手広においてあります。住民票を移していな

(和田委員)	いのかな。
事務局 (岸名補佐)	議長。先月和田委員からどうも手広に住まわれているようだ、ご報告をいただきましたが、役所は申請が■■■■の住所で住民票が移動されていないと、これで記載せざるを得ません。
議長 (安齊会長)	■■■■といたり来たりしているのかな。
10番 (和田委員)	議長。どうも結婚しているようだが、聞けばいいんだけど聞いていないんですよね。奥さんらしき人ができたみたいで、うちの近くで何回か一緒に歩いているので、近くに住んでいるんだと思います。
議長 (安齊会長))	毎日通っているということではないのかな。
10番 (和田委員)	議長。毎日畑にいますよ。
議長 (安齊会長)	他にご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第50号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (岸名補佐)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第50号は承認されました。 次に、日程第8、その他、諸般の報告について、2件報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長、日程第8、その他、諸般の報告について、2件報告させていただきます。 諸般の報告1、農地パトロールの結果についてご報告します。 お手元に配布しました諸般の報告1、資料の案内図をご覧ください。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを2月5日(火)に農業委員2名、農業委員会事務局2名、開発審査課2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施しました。違反地については、資料の案内図のとおりです。 違反地のうち■■■■については、現地は資材等が撤去されていますが、地権者である兄と使用者である弟との間での協議が進んでいない状況です。 ■■■■については、現在是正に向け作業を行っており、平成31年度中の是正完了を目指しています。 パトロール時には、一部の事務所内の家具等が撤去されていることを確認しました。 ■■■■については、前回パトロール時に発見した廃棄物が撤去されていました。 ■■■■については、現状の変化はなく、■■■■所有地については、使用者である■■■■への是正指導を現場で行いました。 次回の農地パトロールは、平成31年4月頃を予定しております。対象の委員は9番小泉委員、10番和田委員、11番小川委員です。日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

	最後に、3月総会の日程について、ご報告させていただきます。 今回は、3月26日（火）15時30分から、運営委員会は15時10分から、こちらの中央図書館3階多目的室で開催します。 会場につきまして、お間違いの無い様、お願いいたします。 諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
事務局 (岸名補佐)	議長。皆様に農地パトロールをしていただいておりますが、進捗状況を報告させていただきます。 先ほど説明がありましたとおり、[]については、是正を行った後、物を置いてしまう状況を繰り返しておりまして、県・市から厳しい指導を行ったところ、ここ数ヶ月はきれいな状態が保たれています。 兄弟間で農地の所有権移転がうまく行かない状態が今後も続くと思われるので、砂利を撤去しきちんと畑の状態し、この状態のまま農地転用の申請が出せるまで維持するように指導を行いました。 []については、所有者が昨年の初めに裁判所に提訴し、和解が成立し平成32年4月30日までに撤収することになりました。 和解の条件としては、裁判に提訴するにあたり土地使用料はいらない、すぐに撤収するように。ただし、決められた日までに撤収しないと土地使用料をいただきます。その後の6カ月間は倍額の土地使用料をいただきます。平成32年4月末日を超えると更に1日当り1万円の罰金をとるという内容でした。和解が成立したということは平成32年4月30日までに撤収をしないと膨大な金額になるため、撤収する意向を示して徐々に現地の物が撤去されている状態です。 []については、いつでも撤収するが、[]を置いてはいけない、出るときは一緒に出るという意向を示しています。 ここ数年行き先を求めて相談に来ております。 由比ガ浜関谷線沿いに[]他が違反を行い、これを是正し、十数年前に農地転用を行い資材置場として使用しています。この奥側にほぼ同規模の農地転用ができる土地があり、違反者は農地転用申請ができないことになっていますが、神奈川県の特長な指針が見つかり、違反者が同一市町村内で違反物件を農地転用できる土地に移すのであれば特別に農地転用を許可するというもので、現在神奈川県と協議を行っています。 行き先が見つければ早い時期の撤収の可能性もあり、平成31年度中に目処を付けたいと考えています。 []については、自分の土地だから何をやっても良いという主張が何十年も続いていましたが、行政が強固な姿勢を崩さなかったところ、もう折れた、何にすればよいかと問うので畑に戻すよう指導したところ、畑に戻し市民農園をやるという相談がくるのですが、立ち消えになってしまっています。 石井昌江所有地については、先ほど使用者である[]という配管工に現地で指導したと報告しました。 こちらは[]が相続して誰がどうやって貸したかが分かっていません。土地の使用料も貰っていないようです。[]側の調査が済めば裁判に持っていくとは聞いており、経過観察をしているところ

	です。 また、進展がありましたらご報告させていただきます。以上です。
議長 (安齊会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度 第11回 総会を閉会 いたします。ありがとうございました。
会 長	安齊 清一
議事録署名委員 8番	飯田 正典
議事録署名委員 9番	小久保 勝利